

後期第3問

被告人Xは、ホームレス生活をしていて、置き引きで金を得るなどしていたものであるが、午後5時40分ごろ、駅近くの公園のベンチに座った際に、隣のベンチでAらがポシェットをベンチの上に置いたまま話し込んでいるのを見かけ、もし置き忘れたら持ち帰ろうと考え、本を読むふりをしながら待っていた。Aは午後6時20分ごろ、本件ポシェットをベンチの上に置いたまま友人を駅の改札口まで見送るために友達と共にその場を離れた。Xは、Aらがもう少し離れたら本件ポシェットを取ろうと思って注視していたところ、Aらは、置き忘れたことに全く気づかないまま駅の方角に歩いていった。XはAらが公園出口にある横断歩道橋を上りベンチから約27mの距離のあるその階段降り場まで行ったのを見届けて、自身の周りに人もいなかったことから、今だと思いポシェットを取り上げそれを持ってその場から離れ、公園内の公衆便所に入り、ポシェットの中から財布を取り出し現金を抜き取った。

他方、Aは上記歩道橋からを渡り約200m離れた駅の改札付近まで2分ほど歩いたところで、ポシェットを置き忘れたことに気づき、ベンチの所まで走って戻ったが、すでにポシェットは無くなっていた。

Xの罪責を述べよ。

参考判例：最高裁第3小法廷平成16年8月25日決定